

戦後日本社会におけるいじめ問題についての一考察

竹 川 郁 雄

はじめに

本稿は、戦後日本社会におけるいじめ問題について、社会の意識構造や集団内相互作用にかかわる視座から整理し問題点を再検討しようとするものである。この視座の有効性は、学校現場での個々の直接的対処法から距離をおいてより一般化した考察を行うとともに、社会学理論を現実的に適用できるよう現象面への具体化を行い、理論と具体的現象との双方から相互緊密化を図ることができることである。こうした社会学的考察の展開は、直接的対処法ではなくならないいじめ自殺事件等の対策のために、重要な道筋を与える研究であると考えられる。本稿では、戦後日本社会におけるいじめ問題の流れを簡略に位置づけた後、いじめ問題に関する論点整理を行い、そのうちのいくつかをとりあげ若干の考察を行う。

(1) 戦後日本社会におけるいじめ問題の流れ

日本においていじめ問題が顕在化した1980年半ばから2008年頃までの間に発生したいじめ事件を中心に、いじめの様態の変化について再検討を行う。

いじめ問題は次のような事件が大きく取り上げられ社会問題となってきた。第1の時期は、1984年から1987年頃で、主な事件として、1984年に大阪産業大学附属高校生殺人事件が、1986年に中野区立富士見中学鹿川裕史君自殺事件が発生している。この時期は、校内暴力が次第に沈静化していく中で、これまで

見えてこなかった学校現場でのいじめが次第に表面化した時期である。頭部を金槌で滅多打ちにした殺人や「葬式ごっこ」という新聞を賑わした事件が大きく注目を浴び、いじめに関する報道がさらにいじめを呼ぶという「予言の自己成就」が発生しているという指摘がなされる時期であった。¹⁾ いじめがどのようなものであるか、その奇抜な手口や自殺や殺人に至る常軌を逸した様態に関心が集まり、研究者間では冷ややかな視線で見られ、いじめの防止や対応にまで十分な対策が行われないうまま、次第に関心が低下し不登校問題に関心が移行していった。

第2の時期は、1994年から1996年頃で、主な事件として1994年に西尾市東部中学大河内清輝君事件が発生している。この事件は、地方都市での固定した人間関係があり、彼が加わっていた仲間集団内で多額の現金を恐喝され使い走りさせられるなど、半ば奴隷扱いとなるいじめを受けていたための自殺であり、「仲間集団内の隷属的いじめ」の典型例とみなされる。

学齢期成長過程において仲間集団の形成は、大人から離れて社会的自立を獲得しようとする重要な契機となる。その際、大人には見えない不可視の集団行動をとる場合がしばしばあり、非行グループやギャング集団となって逸脱行動をとるケースがそうであるが、集団内部の弱者にエネルギーが向けられると「仲間集団内の隷属的ないじめ」となる。²⁾

この事件において、大河内清輝君の書いた遺書が人々に大きな衝撃を与え、当時の総理大臣村山富市首相がコメントを発表し、さらに「いじめ対策緊急会議」が結集されて緊急アピールを出し、その後スクールカウンセラー事業(スクールカウンセラー活用調査研究委託事業)が始められることとなった。このように積極的な対応策がとられたことからわかるように、戦後から今日までのいじめ自殺事件の中ではもっとも反響のあった事件であると考えられる。この事件からうかがえるように、いじめ問題に対する対策が進展するかどうかは、どれほどの国民的な関心を引き起こすかに関わっていると言える。

第3の時期は、2005年から2007年頃で、2005年に北海道秋川市小6女子自殺事件、2006年に愛媛県今治市中1男子自殺事件と福岡県筑前町中2男子自殺事

件が発生している。これらによりいじめ問題が再びマスコミで大きく取り上げられるに至ったが、大河内君ほどの「仲間集団内の隷属的いじめ」の様相は見られないように見える。「集団全体のいじめ」として、徹底的に排除する、学習権を侵害する等の行為により自殺したと見られるケースが多い。電子機器の普及や少子化などによる子どもたちの集団形成が変化し、いじめの様態を変えていることがうかがえる。

以上の3つの時期以外にも、子どもが自殺した事件の報道はされているが、いじめ問題に対する大きな世論とは成らなかった。関心が高まらなければ、防止や対応への動きが起こらず、同じようないじめ現象が頻発することとなる。現時点において、深刻ないじめ問題はなお発生する余地を残している。

(2) いじめ問題に関する論点整理

いじめ問題に対して、なお検討を要することについて、筆者がかつて分類した5つの対象領域に従って整理する。³⁾ 5つの対象領域とは個人から社会へと5段階に広がるもので、1. 個人領域（対象：いじめ当事者、不登校児、支援者（機関）：教師、カウンセラー）、2. 対人・小集団領域（対象：友人関係、仲間集団、支援者（機関）：教師）、3. 公的集団領域（対象：学級集団、学校、支援者（機関）：学校関係者）、4. 地域領域（対象：地域全般、支援者（機関）：教育委員会、フリースクールなど）、5. 全体社会領域（対象：教育制度、支援者（機関）：文部科学省、国民全体）である。

1. 個人領域

1) いじめ加害行為の問題

いじめはいじめ加害行為によって生じるのであるから、加害側の行為をなくしていくことがもっとも根本的なことである。しかし、このことを追求していくと、単に個人の領域にとどまらずすべての領域につながると言ってもよい。

最近、いじめはADHD(注意欠陥多動性障害)やアスペルガー症候群など個人の身体的障害によるものと判断して、薬物投与などの医療的支援によるもの

が増えている。このことが効果的である場合も予想されるが、医療行為のみに頼るのは学校現場における対人スキル指導などを欠く恐れがある。

2) いじめ被害者の支援

日本の学校現場においては、いじめの加害側を抑えることができないことから、いじめ被害にあってる者を転校させるなど本末転倒な解消策がとられており、いじめ被害者に対して十分な支援ができていないことが問題である。

3) 問題行動を支援する専門家の導入の問題

スクールカウンセラーの導入については、学校により効果がさまざまであるようである。問題行動を支援する専門家の導入に対し、さまざまな点を考慮する必要がある。

2. 対人・小集団領域

4) 児童生徒の成長の段階に応じたいじめの特徴と対応策の構築

子どもの発達段階に応じたいじめの防止と対応に関する研究は一部みられるが、⁴⁾ なお蓄積される必要がある。西尾市東部中学大河内清輝君事件や中野富士見中学鹿川裕史君事件のように、自殺を引き起こすいじめのケースには仲間集団内でのやりとりが重要な要因となっている場合があり、子どもが成長していく過程における仲間集団の位置や現状を明らかにする必要がある。

3. 公的集団領域

5) いじめを見て見ぬふりをする傍観者の問題

深刻ないじめを防止するための重要な視点である。(本稿の(3)－2で言及)

6) いじめを防止するためのプログラムの開発

いくつかの開発がなされているが、⁵⁾ なお状況の変化に応じて開発を進める必要がある。

7) 教師の指導と対応のためのマニュアル開発

マニュアル開発は多数みられるが、ネットいじめへの理解など、状況の変化に応じて開発を進める必要がある。また2006年の筑前町でのいじめ自殺事件に

みられるように、教師の対応の悪さがいじめをひどくする場合があります、いじめへの理解を継続させる必要がある。

4. 地域領域

8) 大人のいじめを軽視したりいじめ被害側への有責性意識の問題

いじめを継続させて深刻なものにしないためには、周囲の大人の意識が重要である。(本稿の(3)－3で言及)

9) 地域でいじめ問題に持続的に対応を計ることの必要性

今日、地域単位での自治的活動が消滅したと言われることが多いが、さまざまな形で残っていたり新しく形成されたりしている。直接いじめ撲滅運動ではなくとも、鹿児島市における校区公民館制度など、少年非行を低下させる試みはいじめ問題にも効果的であろう。

5. 全体社会領域

10) いじめ定義の問題

いじめをどのようにとらえるかという根本的な問題であるが、社会状況の変化や定義による効果の問題が関係して、絶えず見直す必要がある。(本稿の(3)－1で言及)

11) いじめを制止する公的権力を学校に導入するかどうかの問題

学校でのいじめで悪質なものは、恐喝、暴行、傷害など犯罪となる。学校関係者は教育的配慮から警察を学校に導入しないことが多く、そのためにいじめ加害側の行為がさらに悪質化していく場合があり、いじめを制止する公的権力を学校に導入するかどうかで問題となる。

12) 深刻ないじめに素早く対応できる制度の構築

深刻ないじめに素早く対処できる法律の制定やスタッフの導入など、いじめの防止や対応に有効な制度の構築が必要である。

13) いじめを増加させる社会の背景的要因

生活意識のプライベート化や生活形態の個人化、⁶⁾ 格差社会の進行など、い

じめ問題の前提となる社会の背景的要因を探る必要がある。

14) マス・メディアによるいじめ報道

学校関係者の落ち度をなじる糾弾的な報道は、事件が起こった際問題の開示に向けて進展しないため、問題の共有や改善策の案出に資することがなく、報道のあり方を問い直す必要がある。またインターネットや携帯電話によるいじめは、これまでと異なる問題状況を提起している。(本稿の(3)－4で言及)

(3) いじめ問題に関する若干の論点について

以上の項目すべてにはここで言及できないが、いじめ定義の問題、傍観者の存在、いじめを軽視したりいじめられる側に責任を帰する意識の問題、ネットいじめの問題について、以下に取り上げて若干の考察を行う。

1. いじめ定義の問題

いじめは、対人関係及び集団内で発生する現象であるが、公的行事としてはもちろん、明示的な形で記録に残るものとして発生することはまずない。イギリスで防犯用の監視カメラに写されているケースがいじめ現象として断定され、いじめ加害側に処分が行われた事例があるくらいで、いじめは隠れて行われる。そのためいじめ被害者を深刻な状態へ陥らせないためにいじめの防止や対応が必要になり、学校現場で日々営まれている授業、業間、給食、掃除、部活などさまざまな活動の中に潜んでいる一方的な攻撃行動を、いじめとして取り出し確定しなければならないということになる。

いじめの定義については、『青少年白書』による定義が、公的な定義として学校現場で依拠され使用されてきた。いじめの社会問題化は1984年からであるので、1985年以前の『青少年白書』にはいじめに関する記載やデータはなく、いじめの定義は規定されていない。昭和60年版で警察庁の定義に倣って「単独または複数の特定人に対し、身体に対する物理的な攻撃又は言動による脅し、嫌がらせ、無視等の心理的圧迫を反復継続して加えることにより、苦痛を与えること」という規定が統計データとともに記載されている。⁷⁾ 昭和61年版で

は、「番長グループや暴走族同士による対立抗争事案は調査対象から除外した」がつけ加えられ、いじめに該当しない場合の配慮をしている。⁸⁾ 昭和63年版までそのような形式が続き、平成元年版では文部省独自の調査を行い、その際はいじめの定義は「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実(関係児童生徒、いじめの内容等)を確認しているもの」としている。⁹⁾ この内容が平成3年版まで続き、平成4年版では「なお、起こった場所は学校の内外を問わないものとする。」との一文がつけ加えられている。この規定によりいじめを広く学校外のものも含めようとしていることがわかる。¹⁰⁾ この規定は、いじめが問題になった時には学校現場でいじめかどうかを確定するものとして使われ、「私共は、長期間継続するものをいじめと考えておりますので、本件の場合は、いじめであったとは考えておりません」といじめを隠蔽するための口実として利用される場合もあった。¹¹⁾

いじめの定義に関しては、さまざまな主張が行われている。たとえば、「いじめとは、学校、もしくは学校の近隣、あるいは学校生活の延長線上で、学級を中心とする各種の集団の多数派が少数者に対して、くりかえし多少なりとも長期間にわたって与える、集合的差別現象である」と管野盾樹は定義している。¹²⁾ ここには、いくつかの問題点があるが、最も重要なこととして、いじめを差別現象として定義することがあり、差別とは何かという問題と連結し、さらに差別でないいじめがあるのか、といった問題を生じさせることになる。感情的ないさかいによる一方的な攻撃行動や、遊び、ふざけ、ゲームといった扱いで行われる孤立化や暴力行為など、日々の日常的な相互作用の中で生じるいじめを差別として扱うには無理があるだろう。一般的に「差別」とは、被差別部落や障害者などあるカテゴリーに根拠をおく区別を前提として行われる行動であり、¹³⁾ いじめを差別の形態のひとつと見るにはギャップがあるといえよう。

内藤朝雄は、いじめとは運用によって意味が定まる用語であり、どんな場面・用途にも過不足なくフィットする定義はできないと延べ、研究の目的によって「実効的に遂行された嗜虐的関与」(最広義)、「社会状況に構造的に埋め込まれ

た仕方で起こる、実効的に遂行された嗜虐的関与」(狭義)、「集合性の力を当事者がリアルに体験するような仕方で起こる、そういう社会状況に構造的に埋め込まれた、実効的に遂行された嗜虐的関与」(最狭義)と3段階の定義を設定している。¹⁴⁾ 現在のいじめの内実を含意させようと工夫された内容であるが、「嗜虐的関与」や「構造的に埋め込まれた」という表現は具体的にどのようなことか判然とせず、学校でいじめを判断する際の定義としては適していないであろう。

筆者は、いじめを「その時の状況において相対的に優位に立つ一方が劣位の者に対して、通常目的と手段の間に正当的根拠がないかあっても過度に及ぶ手段によって、精神的ないしは身体的な苦痛を与える攻撃行為である」と定義している。¹⁵⁾ いじめ手口に正当的根拠のないことを独自の定義の要素としてあげている。ある集団の中で、その目標や規則から逸脱した者は、集団の正当性を見地から処罰されて当然であり、その時振るわれる暴力や排除的行為はいじめではないと成員からみなされる一方、集団外部の者からは内部の目標や規則は正当性があるとみなされないで、その時の暴力や排除はいじめであると判断される。このことを筆者は1987年より提起してきたが、¹⁶⁾ いじめの重要な性質を示しているものの行為の正当性という判定の困難な面を持ち、学校現場に適用するために公的な定義に組み込むことには無理があると判断している。

文部科学省は、平成18年度からの定義をあらため、「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」となり、さらに次のような(注)がつけられている。(注1)「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。(注2)「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。(注3)「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるも

のも含む。注4)「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。(注5)けんか等を除く。

この新しいいじめの定義では「自分より弱者に対して一方的に」という表現をなくしたために、けんかとの区別がつかなくなっている。そのため、けんか等を除くことを(注5)で示しているがその判断は当事者に任されている。いじめを規定する最も重要な要件ともいえる「一方的関係性」がないことは、いさかやもめ事など他の行動とつながっていじめの範囲を広げることになっている。筆者は、何とも特定しがたい事態をも含ませるために、「いじめ」という現象に限定しないで、児童生徒間のコンフリクト状況における虐待を問題視していく必要があると考える。そこで、「いじめ」という用語からさらに、より拡張した「ピア・アブュース(peer abuse)」「P・A」という概念を設定し、児童生徒間のコンフリクト状況における虐待を捉えていくのがよいのではないかという指摘をしている。¹⁷⁾

2. 傍観者の存在

いじめ問題における傍観者の指摘については、いじめが社会問題となった1980年代に森田洋司が「四層構造論」の中で展開している。森田によれば、「現代のいじめ集団の構造は基本的には「加害者」「被害者」「観衆」「傍観者」という四層構造から成って」おり、「いじめが誰に、どんな手口で、どれだけ長く陰湿に行われるかは、加害者にもよるが、同時にかかなりの数にのぼる「観衆」と「傍観者」の反応によって決まってくる」という。¹⁸⁾ この指摘以後、加害者と被害者といういじめの当事者を取り巻く傍観者をどのようにとらえ、いじめ防止に向けてどのように働きかけるか、という問題が大きなテーマとなった。

筆者は、「いじめ許容空間」、「いじめ衝動」、「いじめ誘発性」(ヴァルネラビリティ)からなるモデルを設定し、複数の児童生徒が関与するいじめの発生状態を説明しようとした。¹⁹⁾ これは比較的単純なモデルであるが、いじめの現場

をとらえるには理解しやすく、いじめ防止プログラムの作成に基本的な枠組みを提供している。²⁰⁾ 内藤朝雄は、人々が社会や自己や他者を体験する枠組みおよびその操作のシステム（社会の中での Intra-Personal な体験構造）と、その枠組みにおいて体験されながら生起するコミュニケーションが連鎖・集積して自省する社会秩序（体験構造に基づく Inter-Personal な社会）とが、螺旋状に他を産出しあうループ状態として人々の集合的状态をとらえて、そこからいじめの様態を説明しようとしている。²¹⁾ 傍観者はそうしたループ状態の中に含まれて、いじめを構成する要素となっている。

こうしたとらえ方は、いじめ現象をその加害者や被害者に分解できない創発的部分を説明しようとしている。傍観者の存在は、いじめの発生や継続に大きく関係するため、加害側の攻撃行動を阻止したり他の行動に転化させたりするために、傍観者による働きかけを引き出そうということになる。矢部武によれば、「いじめの傍観者の多くは、何もできないことに責任を感じ、できれば何とかしたいと思っている。したがって、教職員など、周りの大人が彼らの不安を取り除き、具体的に何をすればよいかを示してやれば、彼らは積極的に行動するようになるだろう。」という。²²⁾ 彼らは自己保身ばかりでなく、自発的な行為に出ることを本来は欲しているのであり、集合体として快適な状態を求めているのである。

また、矢部によれば、いじめ防止活動はある面で、禁煙運動に似ているという。ほとんどどこでも自由にタバコを吸える状態から、最近の公共の場所では「喫煙を容認しない」雰囲気ができ上がっているが、これと同じように、学校内に「いじめを容認しない」雰囲気をつくり、傍観者の意識と態度を変えることができれば、いじめの問題はかなり改善されるだろうという。²³⁾ まさに集合意識とでも言うべき全体的様態を変えることが、深刻ないじめを減少させることに貢献するということである。

3. いじめ被害側への有責性意識の問題

いじめ被害側への有責性意識とは、いじめられる側にも責任があると考えた意識である。筆者は平成14年一般市民を対象として、いじめやしつけに関する調査を実施した（「いじめ問題と日本人の生活価値観及び人間関係観との関連に関する研究」）。そこで、種々の知見を得ることができたが、いじめ被害側への有責性意識を示す者が60.9%にのぼり、この意識が深刻ないじめを解消する妨げになっていると考えられた。

いじめ被害側への有責性意識がどのようにして生じるのか考察したものと、正高信男の研究がある。²⁴⁾ これは学級集団において、いじめを許容したりいじめ被害側へ責任を押しつける心理が生じるのを、フェスティンガーの認知的不協和の理論などによる暴漢正当化の心理で説明するものである。筆者は、暴漢正当化の心理が生じる要因を、児童生徒の対人関係や人間関係観の社会化を促す大人社会の意識レベルで捉え、より広く日本人の意識の状態と関連させて捉えようとしている。²⁵⁾

4. ネットいじめについて

ケータイ電話やパソコンのインターネットを使用して行われるネットいじめ、あるいはサイバーいじめ (cyber bullying) の問題が、2000年代から生じている。矢部によれば、問題点は、「1. ネットいじめが普通のいじめと決定的に異なるのは、まず犯人がわかりにくいこと」であり、「2. ネットいじめのもう1つの特徴は、普通のいじめは主に学校や登下校中などで起こり、被害者は家に帰ればひとまず安心できるが、ネットではどこにいても24時間ずっと続くため、精神的なダメージが計り知れないこと」であるという。²⁶⁾

こうした問題への対処は、児童生徒や保護者に携帯電話使用に関する危険を知らせ、フィルターリングサービスの徹底を働きかけたり、²⁷⁾ 保護者や携帯電話やパソコンを使用する者がそのシステムをよく知ることによって、誹謗中傷

への素早い対応をしたり、²⁸⁾ 被害を受けている者に過度の恐怖心を発生させないようにすることがあげられる。成田康昭は、現在の親世代が学校裏サイトやインターネットの経験が乏しいことを指摘して、「メディアの経験が引き継がれ、成熟し規範が形成されていくという社会的な適応の過程が間に合わないこと」を述べている。²⁹⁾

おわりに

以上、筆者が検討を要すると考える14項目のうち4項目について若干の検討を行ってきた。なお詳細な検討を要すると考えられ、また残された項目については、別の機会に考察を進めたい。

戦後日本社会におけるいじめの社会問題化は、いじめ自殺や殺人事件が多くの人々の関心を呼んでマス・メディアが大きく報道することによって発生していることがわかる。筆者はいじめ自殺をした生徒の父兄から、マス・メディアの報道者は金銭で自分たちの都合のよい情報を引き出し、いじめ被害者や近親者の感情を考えようとはせず、いったん公開された情報は当事者の手を離れて一人歩きするとの話を聞くことができた。

いじめ現象の社会問題化は、まさにそのようなマス・メディアの一方的な報道の集積からなる人々の関心の高まりによって引き起こされ、しばらく関心が継続した後好奇の対象となる事件が発生せず関心が低下すると、いじめの対策キャンペーンや防止運動は急速に立ち消えとなっていく。今津孝次郎は、3度目のいじめの社会問題化を目の当たりにして、「いじめが日本で社会問題となってから25年以上経過しているのに何らの総括もできていなかったのだ」と指摘しており、³⁰⁾ 改めていじめ問題への対応を継続的に行うことの重要性を示している。

注

- 1) 徳岡秀夫「自己成就的予言としてのいじめ問題」、関西大学『社会学部紀要』第20巻第1号、1988年、159-180頁。
- 2) 竹川郁雄『いじめ現象の再検討 ―日常社会規範と集団の視点―』法律文化社、2006年、40-56頁。
- 3) 竹川郁雄「生徒支援の教育社会学に向けて ―いじめ問題を中心として―」日本教育社会学会『教育社会学研究』第74集、2004年、77-91頁。
- 4) 楠凡之『いじめと児童虐待の臨床教育学』、ミネルヴァ書房、2002年、1-80頁。
- 5) 砂川真澄編著『いじめの連鎖を断つ―あなたもできる「いじめ防止プログラム」』 冨山房インターナショナル、2008年。
- 6) 「生活意識のプライベート化と常識的価値志向についての一考察」、愛媛大学人文学会、『人文学論叢』、第9号、2007年、39-48頁。
- 7) 総務庁青少年対策本部編 昭和60年版『青少年白書』大蔵省印刷局、235-6頁。
- 8) 総務庁青少年対策本部編 昭和61年版『青少年白書』大蔵省印刷局、281頁。
- 9) 総務庁青少年対策本部編 平成元年版『青少年白書』大蔵省印刷局、252頁。文部省独自の調査は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」として行われているものである。
- 10) 総務庁青少年対策本部編 平成4年版『青少年白書』、大蔵省印刷局、237頁。
- 11) 尾木直樹『いじめ その発見と新しい克服法』学事出版、1995年、56頁。
- 12) 菅野盾樹『いじめ＝＜学級＞の人間学』新曜社、1986年、14-15頁。
- 13) 江嶋修作「差別」森岡清美、塩原勉、本間康平編集代表『新社会学辞典』有斐閣、1993年、512頁。
- 14) 神保哲生、宮台真司編『教育をめぐる虚構と真実』春秋社、2008年、244-247頁。
- 15) 竹川郁雄、2006年、前掲書、11頁。
- 16) 竹川郁雄「学級集団内「いじめ」の集団論的考察」社会学研究会『ソシオロジ』、第98号、1987年、109頁。
- 17) 竹川郁雄「いじめ問題と大人の意識」日本社会病理学会『現代の社会病理』、第24号、2009年、29頁。
- 18) 森田洋司、清永賢二『新訂版 いじめ 教室の病い』金子書房、1994年、50頁。
- 19) 「「いじめ」へのヴァルネラビリティ ―いじめ、いじめられの接点をさぐる―」大阪少年補導協会『少年補導』、第30巻5号、1985年、58-65頁。
- 20) 砂川真澄編、前掲書。

- 21) 内藤朝雄『いじめの社会理論 ―その生態学的秩序の生成と解体―』柏書房、2001年、59頁。
- 22) 矢部武『間違いだらけの「いじめ」対策』PHP、2008年、106頁。
- 23) 矢部武、同書、118頁。
- 24) 正高信男『いじめを許す心理』、岩波書店、1-218頁、1998年。
- 25) 竹川郁雄「地方都市住民のいじめに関する意識の考察 ―被害側への有責性意識を中心に―」『愛媛大学法文学部論集 人文学科編』、第18号、2005年、1-13頁。
- 26) 矢部武、前掲書、134頁。
- 27) 下田博次『学校裏サイト ケータイ無法地帯から子どもを救う方法』東洋経済新報社、2008年、209-226頁。
- 28) 矢部武、前掲書、138-140頁。
- 29) 成田康昭「『学校裏サイト』の何が問題か」大阪少年補導協会、『月刊少年育成』通巻630号、2008年、28頁。
- 30) 今津孝次郎『増補 いじめ問題の発生・展開と今後の課題 25年を総括する』黎明書房、2007年、ii。